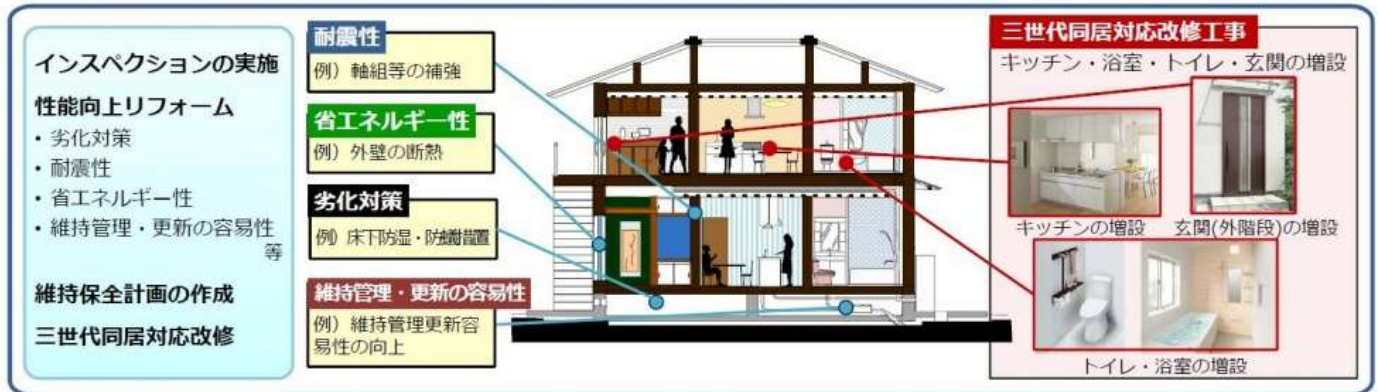


## 2. 要件

- ① リフォーム工事前に**インスペクションを行う**とともに、**維持保全計画**及び**リフォームの履歴を作成**すること。
- ② リフォーム工事後に次のa及びbの性能基準を満たすこと（※若者による既存住宅の購入に伴って実施する場合は要件bは適用しない。）
  - a. **劣化対策及び耐震性（新耐震基準適合等）**の基準
  - b. 省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策(共同住宅)、可変性(共同住宅)のいずれかの基準
- ③ ②a、bの性能項目のいずれかの**性能向上に資するリフォーム工事又は三世代同居対応改修工事**を行うこと。



## 3. 補助事業者

以下の事業者

- ・リフォーム工事の**施工業者**（発注者を共同事業者とします。発注者は補助事業者になることはできません）
- ・**買取再販業者**

## 4. インスペクション結果の反映

- ・インスペクションで劣化事象等不具合が指摘された場合、以下のいずれかの措置をとること。
  - a. **リフォーム工事の内容に含めて改修**  
※ 評価基準等において、劣化対策及び耐震性に関して規定されている著しい劣化事象及び雨漏りについては要補修
  - b. **維持保全計画に補修時期又は点検時期を明記**

## 5. 補助対象

### 1) 長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用

#### ① 特定性能向上工事

以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事

- a. 劣化対策
- b. 耐震性
- c. 維持管理・更新の容易性
- d. 省エネルギー対策
- e. 高齢者等対策（共同住宅のみ）
- f. 可変性（共同住宅のみ）

#### ② その他性能向上工事

##### ① 以外の性能向上工事

- ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事（外壁、屋根の改修工事等）
- ・バリアフリー工事
- ・環境負荷の低い設備への改修
- ・一定水準に達しないc～fの性能向上に係る工事 等

※ただし、①の工事費を限度

### ④ その他の工事

- ・インスペクション費用
- ・リフォーム履歴作成費用
- ・維持保全計画作成費用
- ・リフォーム瑕疵保険の保険料

#### ④ その他の工事

- ・単なる設備交換
- ・内装工事
- ・間取り変更工事
- ・意匠上の改修工事

➡ これらは補助対象外

### 2) 三世代同居対応改修工事に要する費用

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設に係る工事

※ただし、工事完了後、いずれか2つ以上が複数か所あること

## 7. 補助額・補助限度額

- ➡ **補助金はリフォーム工事の発注者又は買取再販住宅の購入者に還元する必要があります。**

事業タイプ	評価基準型	認定長期優良住宅型	高度省エネルギー型
補助限度額	100万円/戸	200万円/戸	250万円/戸
（三世代同居対応改修工事を実施する場合）	(150万円/戸)	(250万円/戸)	(300万円/戸)
補助額 (工事費分)	①単価積上方式で算出した額	①単価積上方式で算出した額 ②補助率方式で算出した額 (事業者単位でいずれか選択)	②補助率方式で算出した額